

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年3月12日認可した。

平成25年3月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）牟ヶ谷池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山ノ神地区
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上出水地区
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小坂中池地区